

## 住之江区区政会議公募委員選考要領

### 1 目的

この要領は、住之江区区政会議の公募委員の選考にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 選考の方法

- (1) 委員の選考は、公募委員選考会議のメンバー2名以上で行い、選考会議のメンバーによる採点の相加平均点が高い応募者から順に(3)に該当する場合を除いて募集人数までを選考する。ただし、当落線上で同点となった場合は、選考会議のメンバーにて協議し決する。
- (2) 各応募者に対する採点は、各選考会議のメンバーが30点満点として、(4)に掲げる審査項目ごとに10点の範囲内で行う。
- (3) いずれかの選考会議のメンバーから15点未満と採点された応募者は、選考しない。
- (4) 審査項目は次のとおりとする。
  - ① 応募動機・意欲：応募動機が明確であり、委員となることに十分な意欲を感じられるか。ともによりよいまちづくりを進めていきたいという意欲や熱意を感じられるか。(10点満点)
  - ② 現状把握・問題意識：区の現状を把握し、幅広い問題意識を持っているか。課題の捉え方や分析は的確で客観的であるか。多様な考え方や意見などへの配慮が見られるか。(10点満点)
  - ③ 経験・実績等：地域内外でまちづくりや福祉・医療等に関する活動経験があるか。(10点満点)
- (5) 各審査項目の採点基準は、次のとおりとする。

非常に優れている…9~10点	優れている…7~8点	普通…4~6点
やや不十分…2・3点	不十分…0・1点	

### 3 補充委員

- (1) 選考の結果、次点となった者を補充委員とする。
- (2) 公募委員に欠員が生じた場合は、補充委員がその任にあたることができ、任期は前任者の残任期間とする。

### 4 その他

この要領に定めるもののほか、住之江区区政会議の公募委員の選考について必要な事項は、区長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成25年4月22日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年7月14日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年7月19日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和元年6月21日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年6月9日から施行する。